

富山市障害者自立支援協議会

第2回 資料

令和5年3月14日（火）

富山市社会福祉協議会 3階大ホール

－ 目 次 －

I	委託相談支援事業者の運営等について	・・・・・・・・ 1～4
II	基幹相談支援室の事業等について	・・・・・・・・ 5
III	地域の関係機関によるネットワーク構築について	・・・・・・・・ 6～8
	相談支援ワーキングの活動状況、各専門支援ワーキング活動状況	
IV	権利擁護部会の活動状況について	・・・・・・・・ 9
V	地域生活支援拠点等について	・・・・・・・・ 10～14
VI	その他	・・・・・・・・ 15
	・令和5年度における市の組織改正による事務の移管について	
	・次期障害福祉計画・障害児福祉計画の策定について	

I 委託相談支援事業者の運営等について

1 富山市における委託相談支援体制について

市内の相談支援事業所に委託して、在宅の障害者に対し福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための相談支援、当事者相談（ピアカウンセリング）、介護相談及び情報の提供等を総合的に行っています。

障害種別を限定することなく障害者、障害児やその家族の地域における生活を支援し、自立と社会参加の促進を図ることとしています。

運営主体	NPO法人 自立生活支援 センター富山	社会福祉法人 セーナー苑	社会福祉法人 富山県精神保健 福祉協会	医療法人社団 白雲会	医療法人社団 和敬会	社会福祉法人 桜谷福祉会
事業所名	NPO法人 自立生活支援 センター富山	セーナー苑 相 談支援事業所 Weネット	ゆりの木の里 相談支援事業所	あすなろセン ター	和敬会生活支援 センター	富山市恵光学園

2 委託相談支事業所の令和4年度における相談業務の状況について

(1) 各事業所における相談内容及びその対応等

各委託相談事業所の運営評価、課題抽出を通して、市全体の相談支援事業の充実を図ることを目的として、各委託相談支援事業所が対応に苦慮した案件について調査を行いました。

【表中における分類】

業務内容	ケース課題	
	本人の課題	周囲の課題
1 総合的・専門的な相談支援	① ライフサイクル	⑩ 地域住民の理解
2 相談支援事業所へのサポート	② 制度の狭間	⑪ 社会資源、人材不足
3 関係機関との連携・情報共有	③ 障害の受容・理解	⑫ インフォーマルサービス
	④ 生きがい、生活の質	⑬ 情報、周知
	⑤ 社会参加	⑭ 医療・教育等との連携
	⑥ 手続き、金銭管理	⑮ キーパーソンの不在
	⑦ 見守り、危機介入	
	⑧ 虐待、要保護	
	⑨ 逸脱行為、苦情	

事業所名	業務内容	ケース課題	
		本人の課題	周囲の課題
自立生活支援センター 富山	1 総合的・専門的な相談支援 3 関係機関との連携・情報共有	①ライフサイクル ②制度の狭間 ④生きがい、生活の質 ⑤社会参加 ⑥手続き、金銭管理 ⑦見守り、危機介入 ⑧虐待要保護	⑪社会資源、人材不足 ⑫インフォーマルサービス ⑬情報、周知 ⑭医療・教育等との連携 ⑮キーパーソン不在
セーナー苑相談支援事業所 Weネット	1 総合的・専門的な相談支援 3 関係機関との連携・情報共有	①ライフサイクル ②制度の狭間 ③障害の受容・理解 ④生きがい、生活の質 ⑤社会参加 ⑥手続き、金銭管理 ⑦見守り、危機介入 ⑧虐待要保護 ⑨逸脱行為、苦情	⑩地域住民の理解 ⑪社会資源、人材不足 ⑫インフォーマルサービス ⑬情報、周知 ⑭医療・教育等との連携 ⑮キーパーソン不在
ゆりの木の里 相談支援事業所	1 総合的・専門的な相談支援 2 相談支援事業所へのサポート 3 関係機関との連携・情報共有	①ライフサイクル ②制度の狭間 ③障害の受容・理解 ④生きがい、生活の質 ⑥手続き、金銭管理 ⑦見守り、危機介入 ⑧虐待要保護 ⑨逸脱行為、苦情	⑩地域住民の理解 ⑪社会資源、人材不足 ⑭医療・教育等との連携 ⑮キーパーソン不在
あすなろセンター	1 総合的・専門的な相談支援 3 関係機関との連携・情報共有	①ライフサイクル ②制度の狭間 ③障害の受容・理解 ④生きがい、生活の質 ⑤社会参加 ⑥手続き、金銭管理 ⑦見守り、危機介入	⑩地域住民の理解 ⑭医療・教育等との連携 ⑮キーパーソン不在
和敬会生活支援センター	1 総合的・専門的な相談支援 2 相談支援事業所へのサポート 3 関係機関との連携・情報共有	①ライフサイクル ②制度の狭間 ③障害の受容・理解 ⑤社会参加 ⑧虐待要保護 ⑨逸脱行為、苦情	⑫インフォーマルサービス ⑬情報、周知 ⑭医療・教育等との連携
富山市恵光学園	1 総合的・専門的な相談支援 2 相談支援事業所へのサポート 3 関係機関との連携・情報共有	①ライフサイクル ②制度の狭間 ③障害の受容・理解 ⑤社会参加 ⑥手続き、金銭管理	⑩地域住民の理解 ⑪社会資源、人材不足 ⑬情報、周知 ⑭医療・教育等との連携

相談概要	工夫した(している)点・ 苦慮した(している)点	対応における課題
<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスと介護保険サービスとの併用(支給量等)やヘルパー不足によりサービスが受けられない。 ・障害者(児)の家族に関する問題(障害児のきょうだいに関することや介護者の高齢化に関すること等) ・医療的ケア児等の外出支援について など 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な関係機関と連携し、案件の引継ぎや会議などを通じた情報共有を行っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅支援に関し、障害者が地域移行によりアパートに入居を希望しても、後見人や保佐人が求められることにより在宅にスムーズに移行できない。
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者本人やその家族の障害受容に関すること(本人やその家族が障害を受け入れないための支援拒否等) ・家族からの虐待に関すること ・希死念慮、オーバードーズ等の精神状態に関すること など 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な関係機関と連携を通じ、情報の整理を行い、対応機関ごとの支援対応に齟齬が出ないように調整を行った。 ・障害への受容が乏しい者には、繰り返し話を聞く等することにより関係性の構築に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の支援機関が関わることで、情報の偏りがある場合も多くみられる。
<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患で入院中である障害者のグループホームなどへの退院に向けた支援に関すること ・障害のある者に対する、家族の障害受容に向けた支援に関すること ・家族からの経済的虐待に関すること など 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な関係機関と連携し、案件の引継ぎや会議などを通じた情報共有を行っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある本人との関係構築に時間を要している。 ・退院を検討している障害者について、キーパーソン不在等で過去の本人に関する情報が不足しており、支援のための情報把握に苦慮している。
<ul style="list-style-type: none"> ・障害への受容が不足している本人やその家族への支援について ・これまで在宅での支援を受けてこなかった障害者の退院後の在宅での支援について ・独居で身寄りもなく自殺企図がある者への生活支援について など 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続した支援を見据え、本人との関係性構築を重視した支援を行っている ・適切な関係機関と連携し、案件の引継ぎや会議などを通じた情報共有を行っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・身寄りのないケースに対する緊急時の対応(本人以外に同意が必要となる行為など)
<ul style="list-style-type: none"> ・担当の相談支援専門員に対する関係性等について ・障害への理解、受容が低い者への支援について ・障害児のサービスを利用している児童の卒業後の支援について(児から者への移行に係る連携について等) など 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な関係機関と連携し、情報共有や支援を行っている(本人支援を含め、支援者の支援など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・多問題家庭に対して対応を協議する場やシステムの不足 ・精神疾患や精神障害に対する理解や対応に関する多機関が参加できる研修の機会が少ない
<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児に関する社会参加について(本人の状態やコロナウイルス感染症の影響による集団での支援の困難さ) ・コロナウイルス感染症の影響による福祉サービス事業所の利用制限 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な関係機関との連携し、対象者の情報を共有することに努めている ・相談者が求めるサービス提供事業所の情報提供から、受け入れ依頼までの継続した支援を行った 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者が希望するサービスまで繋ぐことに時間を要する(サービスを提供できる事業所の不足等)

※ 個別の詳細は別冊「令和4年度委託相談支援事業所相談業務について」参照

(2) 委託相談支援業務の現状と課題

今回の各事業所への調査において、各事業所では、多岐にわたる相談に対応していることが分かります。

相談される内容についても、

- ・ 障害特性から支援に苦慮している案件
- ・ 障害のある児童本人だけではなく、その兄弟児の問題
- ・ サービスの支給量の問題
- ・ 親亡き後の支援に関する問題

など様々で、複数の問題が絡みあったものが多く、相談を受けた委託相談支援事業者のみでは、解決することが困難な問題もあります。

それらの事例に対しては、行政機関をはじめ、教育、医療機関、警察等の複数の機関と連携し課題の解決に向けた支援を行っています。

また、対応における課題については、

- 障害特性・身体機能上からくる課題
 - ・ 障害の特性から他者との関りが難しい
 - ・ 障害の重度化や高齢化から支援が困難となる
 - 周囲の人的サポートに関する課題
 - ・ 親の高齢化
 - ・ 本人にとってのキーパーソン不在のため、問題発覚時には既に大きな問題となっている。
 - 継続した支援を行う上での課題
 - ・ サポートするための関係機関が増えることにより、随時の情報共有が困難
 - ・ 継続して支援できる機関がない
 - 地域的な課題
 - ・ 障害者の居住地から日中活動の場までの交通手段がない
 - ・ 必要な時に利用できる事業所が少ない
- といった、様々な課題が存在しています。

Ⅱ 基幹相談支援室の事業等について

地域の相談支援体制の拠点となる基幹相談支援室を富山市障害者福祉プラザ内に設置し、障害の種別を問わない総合的な支援業務を行っています。

また、市内の相談支援事業所や関係機関と連携し、地域における中核的な役割を担っています。

今後の課題としては、複雑な事例の相談件数の増加に対する相談体制の強化や、相談支援ワーキングとの連携、各関係機関との一層の連携があります。

令和4年度基幹相談支援事業上期実績について

- ① 個別ケースに対する相談支援（8月末現在 1,193件（内、障害児167件））
- ② 基幹相談支援室普及啓発事業（令和5年2月末現在 28件）
- ③ 相談支援事業所の後方支援（①個別ケースに対する相談支援件数に含む）
- ④ 相談支援事業所巡回指導（令和5年2月末現在 0件）
- ⑤ 相談支援専門員交流会の開催（令和5年2月末現在 1件）
- ⑥ 障害福祉事業者研修会の開催（令和5年2月末現在 1件）
- ⑦ 就労移行コーディネータによる個別就労支援、就労継続支援事業所及び企業の巡回訪問（令和5年1月末現在）
 - ・ 個別就労支援 563件（内、障害児26件）
 - ・ A型事業所巡回訪問 36件
 - ・ B型事業所巡回訪問 18件
 - ・ 企業巡回訪問 2件
- ⑧ 権利擁護を図るための窓口の充実、権利擁護部会への参加（令和5年2月末現在）
 - ・ 権利擁護部会 1件（11/30）
 - ・ 研修会 1件（2/20）
- ⑨ 各専門ワーキングへの参加（令和5年2月末現在）
 - ・ 相談支援ワーキング 7件（4/27、6/30、7/12、8/9、11/1、12/6、1/10）
 - ・ こども発達支援ワーキング 4件（5/25、7/20、9/22、11/22）
 - ・ 地域生活支援ワーキング 2件（8/9、11/17）
 - ・ 就労支援ワーキング 2件（7/28、12/20、）研修会（2/15）

Ⅲ 地域の関係機関によるネットワーク構築について

1 相談支援ワーキングの活動状況について

設置目的	富山市障害者自立支援協議会運営要綱第6条により設置し、相談支援に関する課題等の検討を行う。
構成メンバー	相談支援事業所（自立生活支援センター富山、富山市恵光学園、ゆりの木の里、あすなろセンター、和敬会生活支援センター、セーナー苑Weネット）、基幹相談支援室、市保健所保健予防課、市障害福祉課 13名
令和4年度の取り組み	①地域における相談支援体制の推進に向けた検討 ②相談支援に関する課題等の検討 ③研修会の開催
活動状況	<p>【定例会】 第1回：令和4年4月27日（水） 第2回：令和4年6月30日（木）（研修会） 第3回：令和4年7月12日（火） 第4回：令和4年8月9日（火）（事例検討） 第5回：令和4年11月1日（火） 第6回：令和4年12月6日（火）（事例検討） 第7回：令和5年1月10日（火） 第8回：【予定】令和5年3月17日（金）</p> <p>富山市第4次障害者計画における相談支援体制や、重層的支援体制整備事業の動向について共有し、市の相談支援体制における現状や課題、今後の相談支援体制のあり方等について検討した。 また、富山市の相談支援事業に関して、相談支援事業者を対象としたアンケート調査を行い、市内の相談支援事業者の実態を把握し、課題の整理や分析を行った。</p> <p>【研修会】 富山市民生委員児童委員協議会高齢者障害者福祉部会とともに、障害者の地域生活向上のためのネットワークについて研修会を行った。 地域の身近な支援者や支援機関等が、障害（今回は精神障害）についての理解を深めるとともに、支援者同士顔の見える関係をつくり、地域における包括的な支援体制の構築を目指すことを目的に開催した。 日時：令和4年6月30日（金）午後2時～4時 場所：鶴坂公民館 内容：講義及びグループワーク</p>
今後の課題等	<p>発達障害等により就労ができない生活困窮者への相談支援や、高齢の親と引きこもりの子どもへの相談支援など、相談内容が年々複雑化・深刻化・多様化しており、一つの機関だけで対応することが大変困難な状況になっている。また、相談件数が年々増加傾向にあり、新規相談の受け入れが困難な状況である。</p> <p>各相談支援事業所の相談対応の現状や課題等についての実態把握、さらには相談支援に関する人材育成等を行っていくことが必要であり、また、障害種別や世代などの分野を超えた包括的・総合的な相談支援を行うことができるよう、地域における多機関多職種連携の強化や地域における障害に対する理解を深めるための取り組みが必要である。</p>

2 各専門支援ワーキング（※1）の活動状況について

※1 専門支援ワーキングは、富山市障害者自立支援協議会運営要綱第7条により設置し、就労支援ワーキング、地域生活支援ワーキング、子ども発達支援ワーキングにおいて、専門的な課題解決や支援方策等の検討を行っている。

（1） 就労支援ワーキング

設置目的	障害者就労の現状や課題の報告を行う、関係者間での就労系サービスや就労支援に関する意見交換を行う。
構成メンバー	支援学校（しらとり支援、富山高等支等）、障害者就業・生活支援センター、富山公共職業安定所、就労支援事業所（5か所）、基幹相談支援室、市保健所保健予防課、市障害福祉課 13名
R4年度の取り組み	①一般就労の推進に関すること ②就労支援サービスの質の向上に関すること ③事業所研修会の開催 ④障害者雇用に関する現状把握・課題把握
活動状況	<p>【定例会】 第1回：令和4年7月28日（木） 第2回：令和4年12月20日（火）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各障害福祉サービス事業所（就労移行・就労継続A・B）への就労の状況について 支援学校における就労支援、進路指導について 個別事例への支援に関する情報交換 市内障害者就労支援事業者研修会の開催について <p>【研修会】 障害のある方々の働きたいという思いを成就するために、それぞれの事業者、関係機関が果たすべき役割と連携について理解を深め、支援者のスキルアップを図る。 日時：令和5年2月15日（水） 場所：婦中行政サービスセンター 内容：講義及びグループワーク</p>
今後の課題等	就労支援事業所、教育関係者等の関係者間で、障害者就労の現状や就労支援サービス課題に関して検討を行う。今後も引続き福祉的就労から一般就労へ向けての課題分析を行っていく。

（2） 地域生活支援ワーキング

設置目的	障害者の地域生活への移行と定着のため、支援事例の蓄積、課題の検討等を行う。
構成メンバー	委託相談支援事業所（5か所）、一般相談支援事業所（5か所）、基幹相談支援室、市長寿福祉課、市保健所保健予防課、市大山保健福祉センター、市障害福祉課 18名
R4年度の取り組み	<p>①障害者の地域移行に関すること ②地域生活の定着に関すること</p> <p>※ 令和4年度の目的 地域移行を推進するための地域での取り組みや関わる期間、支援者の役割を考える。</p>

活動状況	<p>【定例会】 第1回：令和 4年 8月 9日（水） 第2回：令和 4年11月17日（木）</p> <p>事例を通して地域移行の障壁や支援方法、社会資源について検討した。 富山市における課題解決に向けた取り組み方法について検討した。</p>
今後の課題等	<p>地域での生活の重要性が言われている一方、地域の受け皿や支え手の不足等、課題が山積している。特に増加している高齢障害者や行動障害等への対応について地域でどのように支えていくか、他職種との交流なども行いながら検討したい。</p>

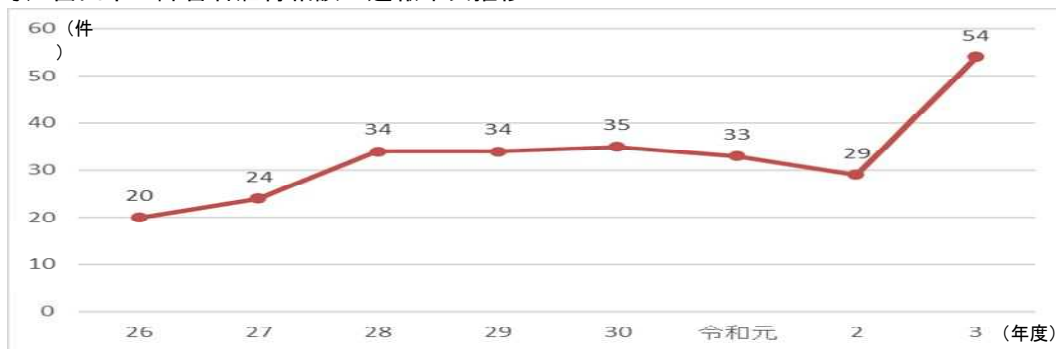
（3） こども発達支援ワーキング

設置目的	<p>障害児に関する事例検討や、今後必要とされる支援について検討することにより、支援の質の向上と事業所の連携の強化を行う。</p>
構成メンバー	<p>支援学校（しらとり、富山総合）、富山大学人間発達学部、富山県発達障害者支援センターほっぷ、富山県総合教育センター、富山県医療的ケア児等支援センター、砺波学園、相談支援事業所（このゆびとーまれ、恵光学園、こども発達支援室）、サービス事業所（ガンバ村スペシャルキッズ、トータルサポートライトブレイン、富山病院）、富山児童相談所、基幹相談支援室、市学校教育課、市こども保育課、市こども健康課、市子育て支援センター、市中央保健福祉センター、市障害福祉課 27名</p>
R4年度の取り組み	<p>①ライフサイクルに応じた縦横支援に関すること ②サービスの質の向上に関すること ③児童発達支援ネットワークの構築</p>
活動状況	<p>【定例会】 第1回：令和 4年 5月25日（木） 第2回：令和 4年 7月20日（水） 第3回：令和 4年 9月22日（木） 第4回：令和 4年11月22日（火） 第5回：令和 5年 1月24日（火）</p> <p>乳幼児期、学齢期、医療的ケア児への支援に関する事例検討を通して、各機関の支援の実際や問題点、課題、支援にあたっての多職種・多機関の連携の必要性を共有した。 アンケート調査を行い、各関係機関、当事者家族が直面している困難な事例をあげ、不足しているニーズの検討を行った。</p>
今後の課題等	<p>子どもの権利を擁護するため、関係機関・関係団体との連携を強化するとともに、児童発達支援ネットワークの構築を図ることが必要である。</p>

IV 権利擁護部会の活動状況について

設置目的	富山市障害者自立支援協議会運営要綱第8条により設置し、障害者虐待に関する情報共有や課題等の検討を行っている。
構成メンバー	富山国際大学、司法書士、社会福祉士、富山市社会福祉協議会、富山中央警察署、恵光学園、和敬会脳と心の総合健康センター、基幹相談支援室、市企画管理部（法務指導監）、市生活安全交通課、市保健所予防課、市障害福祉課
令和4年度の取り組み	①障害者虐待に関する情報等の共有 ②障害者虐待の防止や早期発見、早期対応につながる関係機関との連携協力体制の推進について検討 ③権利擁護研修会の開催
活動状況	<p>【定例会】 日時：令和4年11月30日（水）10：00～11：30 令和3年度・令和4年度の障害者虐待発生状況や対応状況等について共有し、障害者虐待防止や早期発見・早期対応等について協議した。また、令和4年度権利擁護研修会について検討した。</p> <p>【権利擁護研修会】 障害者虐待の防止の徹底について関係者が正しく理解するとともに、障害者の権利擁護の観点に基づき、障害者差別や虐待防止について理解を深めることを目的として開催する。</p> <p>日時：令和5年2月20日（月）10:00～12:00 場所：まちなか総合ケアセンター 地域連携室 対象：障害福祉サービス事業所等の職員 内容：講義「障害者福祉施設等における障害者虐待が疑われる際の対応と課題」</p>
今後の課題等	<p>障害者虐待への対応において、養護者支援として、虐待に至った背景など含めて包括的な支援が必要である。また、相談につながっていないケースが存在する可能性があるため、いかに早期に相談につなぐことができるか、関係機関の連携含め相談支援体制の構築が重要。</p> <p>また、施設従事者による虐待が発生しないよう、全ての施設従事者に虐待防止に対する意識をいかに高めていくかが課題である。「障害者虐待とは」など、まずは基本的なところから押さえたり、具体的な事例を挙げていくことにより、各施設における危機意識を高め、虐待防止につなぐことが重要。</p>

(参考) 富山市の障害者虐待相談・通報年次推移

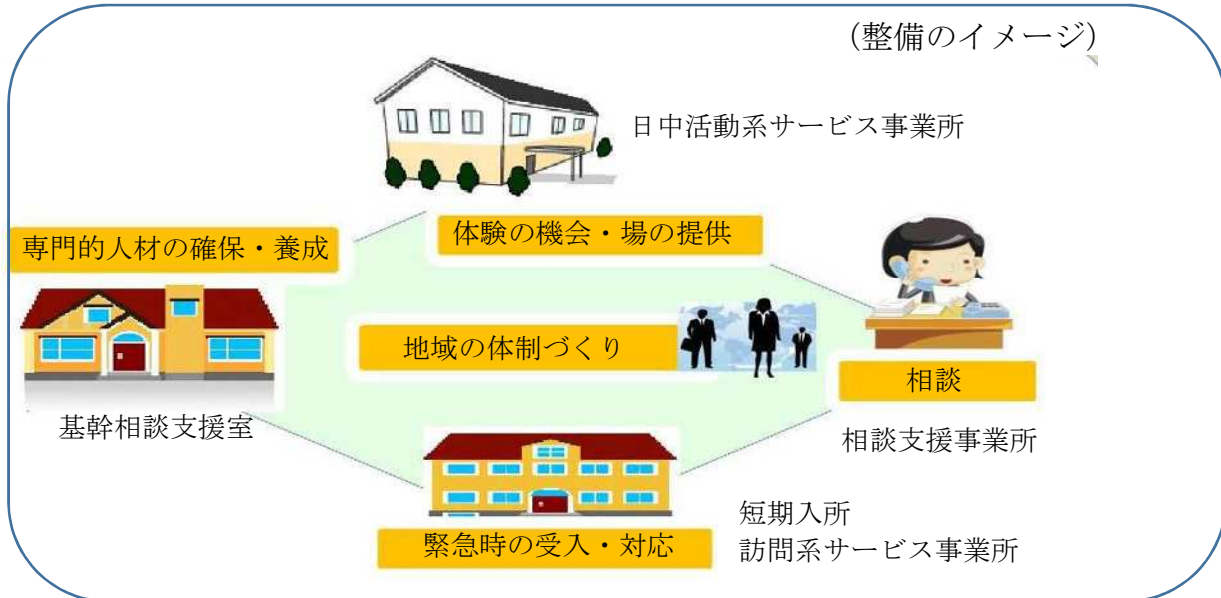


年度	26	27	28	29	30	令和元	2	3
養護者	13	16	19	19	19	25	19	32
施設従事者	5	4	8	7	11	6	7	18
使用者	2	0	2	6	0	1	0	4
その他	0	4	5	2	5	1	3	0
合計	20	24	34	34	35	33	29	54

V 地域生活支援拠点等について

1 拠点等整備について

地域生活支援拠点等については、障害者の高齢化・重度化を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ対応、体験の機会・場、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ることを目的としています。



富山市では、様々な障害福祉サービス事業所等が存在することから、既存の事業所等が有する機能を活用しつつ、連携していく「面的整備型」により、「令和5年4月」に整備します。

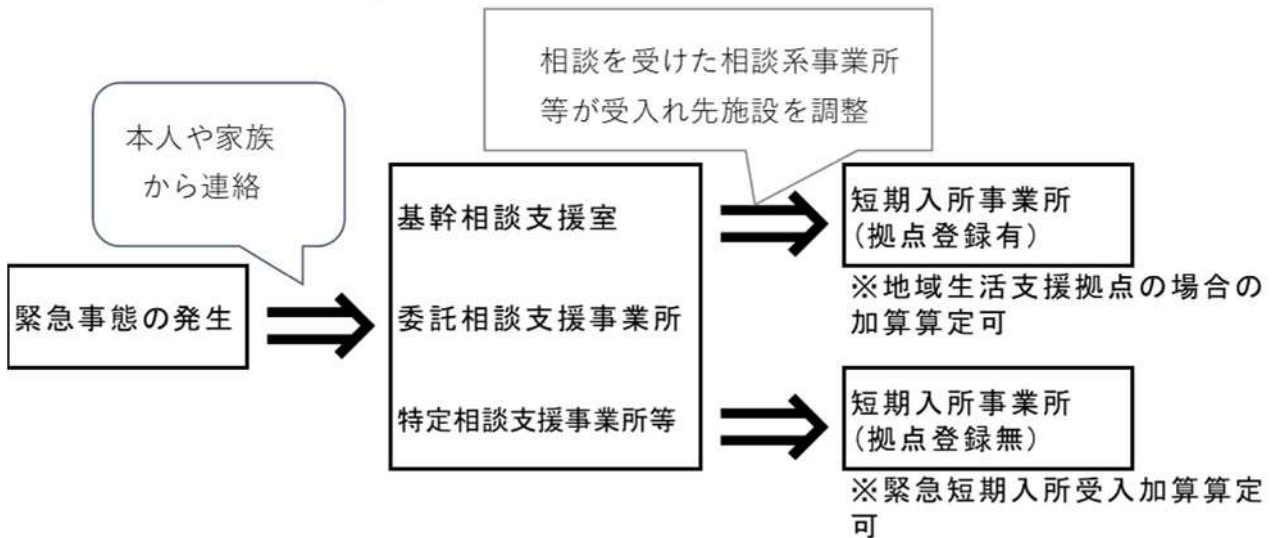
2 地域生活支援拠点等に必要な5つの機能

必要な機能	機能の内容	富山市
① 相談支援	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用して、夜間・休日等における緊急時の支援が見込めない世帯との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスの相談その他必要な支援を行う機能。	<ul style="list-style-type: none"> 地域定着支援の利用を促進する。 事前登録をした、一定の基準を満たした特定相談支援事業者等で、夜間・休日等で緊急の支援が必要となった者に対し、短期入所を利用するための調整等の支援を行った者に、特定の加算取得を可能とする。 上記の対応が困難な要支援者への支援について、今後相談支援ワーキング等で検討する。
② 緊急時の受入れ・対応	短期入所等を活用した常時の緊急受入体制を確保し、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。	<ul style="list-style-type: none"> 受入れた短期入所事業所について緊急短期入所受入加算・定員超過特例加算の取得を可能とする。 事前登録をした、一定の基準を満たす居宅介護事業所等で、利用者又は家族からの要請により、支援計画に基づかないサービスを緊急的に行った場合に、特定の加算取得を可能とする。 短期入所等の利用が困難な場合には、市も受け入れ先の調整を行う。

(緊急時の受入れ・対応イメージ)

※「緊急時」とは、次のような場面が想定されます。

- ・ 介護者の急病、入院、死亡等で不在もしくは、それに近い状態となり、障害者のケアができない、日常生活が危ぶまれる、在宅生活ができなくなる状態
- ・ 災害（台風・大雨等）により利用者等が居住している住居が被災し、障害者のケア等ができなくなる場合。



(緊急時対応の運用案)

- ・ 各特定相談支援事業所等では、各事業所で支援している障害者で緊急時対応が必要と想定される障害者のリストアップを行う。
- ・ 短期入所は、原則として日常的に介護者が存在する障害者が、介護者の都合により、在宅での介護ができない状況が発生した際に、短期間の入所を行うサービスであり、利用には障害支援区分の認定、サービスの支給決定が必要となることから、緊急時対応が必要と想定される障害者には、事前の障害支援区分の認定と短期入所の支給決定を推奨する。
- ・ 緊急時対応が必要と想定される単身の障害者には、事前に地域定着支援に係るサービス利用を検討する。

(緊急時支援の考え方)

今回の地域生活支援拠点等の考え方は、これまでの相談支援や短期入所の考え方と大きく変わるものではありません。あくまでも緊急時において、これまで以上にスムーズに必要な支援に繋がっていくために整備を行うものです。

<p>③ 体験の機会・場</p>	<p>地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活援助の体験利用を促進する。 ・事前登録をした地域移行支援事業所が、一定の基準を満たした者で、体験的な利用支援や宿泊支援を行った場合に、特定の加算を取得可能とする。 ・事前登録をした施設入所支援事業所等で、当該事業所の利用者が、地域移行支援の体験的な宿泊支援や障害福祉サービスを利用する場合において、地域移行支援事業者との連絡調整を行った場合に、特定の加算を取得可能とする。
<p>④ 専門的人材の確保、養成</p>	<p>医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援室が中心となり、事業所の巡回指導や相談支援専門員交流会を開催、相談支援に関わる専門的人材の質の向上・育成を図る。 ・市が実施する医療的ケア研修会の継続的な実施。
<p>⑤ 地域の体制づくり</p>	<p>基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用して、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会や専門支援ワーキング等を開催し、地域の課題等を共有していく。 ・事前登録をした特定相談支援事業所等において、他の福祉サービス等を提供する事業者3者以上で会議等により支援を共同して実施した者で、一定の基準を満たした者に特定の加算取得を可能とする。

3 各機能を担う事業所と関係加算について

機能	機能強化のために協力が可能な主な事業所等							加算の算定が可能な事業	加算名等	加算単位等	加算の概要
	基幹相談支援センター	特定相談支援事業所等	委託相談支援事業所	短期入所事業所	訪問系サービス事業所	日中活動系サービス事業所	入所・居宅系サービス事業所				
(1)相談	○	○	○					計画相談支援、障害児相談支援	地域生活支援拠点等相談強化加算	700単位/回 (月4回を限度)	障害の特性に起因して緊急に支援の必要が生じた障害児者・保護者等からの要請に基づき、速やかに短期入所を利用するため、当該障害児者に関する必要な情報の提供及び利用に関する調整を行った場合に加算する。
(2)緊急時の受け入れ・対応	○	○	○	○	○	○		短期入所	緊急短期入所受入加算	(I)福祉型 180単位/日 (II)医療型 270単位/日 (初日から起算して7日を限度(やむを得ない事情の場合は14日限度))	居宅においてその介護を行う者の急病等のやむを得ない理由により、短期入所を緊急に行った場合に、当該利用者のみを加算する。
								短期入所、重度障害者等包括支援	地域生活支援拠点等の場合の加算	100単位/日 (利用の開始日のみ)	緊急時の対応に限らず、利用を開始した日のみに加算する。
								短期入所	定員超過特例加算	50単位/日 (10日を限度)	介護者の急病等の緊急時において、定員を超えて受け入れた場合に加算する。 なお、当該加算を算定する場合は、定員超過利用減算及び大規模減算は適用しない。
								居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	緊急時対応加算	+50単位/回	利用者又はその家族等からの要請により、支援計画を変更して緊急にサービス提供することとなった場合に算定する。
								自立生活援助、重度障害者等包括支援	緊急時支援加算	+50単位/日	
								地域定着支援	緊急時支援費(I)	+50単位/日	
(3)体験の機会・場	○	○	○	○	○	○		生活介護、自立訓練(機能・生活)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)	障害福祉サービスの体験利用支援加算	+50単位/日	障害者支援施設における日中活動系サービスの利用者が、地域生活への移行に向けて地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用した場合に加算する。
								地域移行支援	障害福祉サービスの体験利用加算	+50単位/日	地域移行支援の支給決定者で障害福祉サービスの利用を希望している者に対し、体験的な利用支援を行った場合に加算する。
								地域移行支援	体験宿泊加算	+50単位/日 (15日を限度)	一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に加算する。
								施設入所支援	体験宿泊支援加算	120単位/日	障害者支援施設に入所する利用者が、地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合において、従業者が体験的な宿泊支援に係る地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に算定する。
(4)専門的人材の確保・養成	○										
(5)地域の体制づくり	○	○	○					計画相談支援、障害児相談支援	地域体制強化共同支援加算	2,000単位/日 (月1回を限度)	事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等を提供する事業者3者以上と共同で対応し、協議会等に報告した場合に算定する。

4 地域生活支援拠点等を担う事業所の届出と加算取得の流れ

地域生活支援拠点等の事業所の登録は、以下の通りです。

- (1) 拠点等の機能を担う事業所は、前項に掲げる(1)から(5)までの機能のうち実施する機能に係る内容を運営規程に規定する。



- (2) 下記の届出書類を障害福祉課に提出する。

- ア. 地域生活支援拠点等登録申請書
- イ. 指定障害福祉サービス事業所等変更届出書
- ウ. 指定障害児通所支援事業所等変更届出書
- エ. 変更後の運営規程の写し

※ イ及びウについては、該当するサービスに係る届出書を提出すること



- (3) 事業所の登録決定

富山市は、事業者から申請のあった事項を審査し、申請のあった事業者へ地域生活支援拠点等事業所登録（不登録）決定通知書を通知。

※ 富山市は地域生活支援拠点等の登録を行った事業所について、ホームページで公開します。



- (4) 登録決定通知書の受領

地域生活支援拠点等であることを要件とする加算の算定が可能となりますので、加算の算定を希望される事業者は、加算届を決定通知書の写しを添え、障害福祉課へ提出します。

※ 3月下旬に、市内事業所に事業内容・登録手続きについて案内し、随時申請を受け付けて参ります。

VI その他

1 令和5年度における市の組織改正による事務の移管について

国において、令和5年4月1日にこども家庭庁を設置（令和4年6月22日にこども家庭庁設置法が公布、令和5年4月1日に施行）することに伴い、関係府省からこども家庭庁へ法律や事務等が移管されることとなります。

富山市においても、事務の一部をこども家庭部へ移管し、子どもに関する様々な課題等を一体的に取り組む体制整備を行うこととしており、これまで障害福祉課が所管していた障害児に関する事務の一部をこども家庭部こども健康課へ移管することとなります。

こども健康課では、新たに「児童発達支援係」が新設され、障害福祉課から移管される障害児に関する事務を行います。

(1) 障害福祉課からこども健康課に移管する事務

障害児に関する事務内容	
障害児給付費等に関する支給決定事務関係	(主な給付内容) 児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所、日中一時支援 など
事業所（障害児通所支援）指定関係	
恵光学園に関する事務	
障害児計画策定関係	
医療的ケア児支援事業関係	
自立支援協議会（こども発達支援ワーキング）	

(2) 現行通り障害福祉課で所管する主な事務

障害児に関する事務内容	
障害児福祉金等助成・支給関係	補装具・日常生活用具・補聴器等助成 心身障害者・児福祉金 障害児福祉手当
医療費助成関係	自立支援医療（更生医療）、重度心身障害者医療
手帳交付関係	身体障害者手帳、療育手帳

2 次期障害福祉計画・障害児福祉計画の策定について

令和5年度に、「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」を策定することとしており、富山市障害者自立支援協議会において、これらの策定に向けた協議を行って参ります。

<各計画概要>

計画名	根拠法	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者計画	障害者基本法 第11条第3項	第4次					
障害福祉計画	障害者総合支援法 第88条	第6期			第7期		
障害児福祉計画	児童福祉法 第33条の20	第2期			第3期		